

この資料は、第 80 回国民スポーツ大会（2026 年開催）の参加資格の要約です。

詳しくは「日本スポーツ協会」<https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid191.html>

に掲載の「第 80 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2025 年 8 月 20 日現在）」をお読み下さい。

1. 参加資格の基本

○国籍：原則として日本国籍を持つ者ですが、永住者や特定の要件を満たす外国籍の学生なども参加可能です（p. 1）。

○年齢基準：2026 年 4 月 1 日時点の年齢で「少年種別」と「成年種別」に区分（p. 8）。

・少年：2008 年 4 月 2 日～2011 年 4 月 1 日生まれ（中 3～高 3 相当）。

・成年：2008 年 4 月 1 日以前に生まれた者。

○健康・教育：健康診断の受診や、アンチ・ドーピング教育の受講が必須です（p. 4）。

2. 所属都道府県の選択

○選手は以下のいずれかの都道府県から選んで参加できます（pp. 6-7）。

・居住地：住民登録があり、日常生活を送っている場所。

出場年度の 4 月 1 日から住民票があり、居住が継続している必要がある。

・勤務地：雇用契約があり、実際に勤務している場所。

・学校所在地：通学している学校の場所（主に少年種別）。

・ふるさと：卒業した小・中・高校の所在地（ふるさと選手制度）（p. 9）。

注意点

○通信制の課程に在籍する生徒は、「学校所在地」を所属都道府県として選択することはできません（p. 7）。居住地（現住所）か勤務地を選択（p. 7）

○通信による教育を行う課程を卒業した者は、その学校の所在地を「ふるさと」として登録し、参加することはできません（p. 9）。

○通信制高校の生徒であっても、少年種別の年齢域（2008 年 4 月 2 日～2011 年 4 月 1 日生まれ）を超えた場合（例：4 年生など）は、成年種別での参加となります（p. 8）。

3. 主な制限と特例

○移籍の制限：前回大会（第 78 回・79 回）と異なる都道府県から参加の場合、原則として

2大会の間隔を置く必要があります (pp. 2, 6)。

○特例措置: 以下のようなケースでは、上記の制限が緩和されたり、特別な参加枠が認められたりします。

- ・新卒業者・結婚・離婚: 卒業直後や婚姻による移動 (pp. 2-3)。
- ・一家転住: 親の転勤などによる家族での転居 (少年種別のみ) (p. 10)。
- ・トップアスリート: オリンピック出場者などの予選免除や日数要件緩和 (p. 12)。
- ・災害被災者: 東日本大震災や令和6年能登半島地震の被災者救済措置 (pp. 13, 15)。
- ・中学を卒業し、高校へ進学した直後の参加 (新卒業者) であれば、2大会の間を置かずに異なる都道府県から参加することが可能です。(p. 3)

4. 指導者資格

○監督は、日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格を保有し、登録が「有効」である必要がある (p. 4)。